

## 松戸駅周辺まちづくり委員会条例

### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸駅周辺まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、松戸駅周辺のまちづくりに関し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) まちづくり基本構想の策定に関すること。
- (2) 各種事業計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係機関の職員
- (4) 本市の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれ

を定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するため部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸駅周辺まちづくり委員会委員	日額 8,500円
-----------------	-----------

松戸駅周辺まちづくり委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
(組織) 第3条 委員会は、委員 <u>15人以内</u> をもって組織する。	(組織) 第3条 委員会は、委員 <u>16人以内</u> をもって組織する。